

東北2田子地区樹木採取区の指定に係る参考情報

- 1 本樹木採取区に設定することが見込まれる樹木採取権の存続期間の案
8年程度

- 2 森林資源の状況（平成31年3月31日現在）
別紙3のとおり。

- 3 林道等の状況（令和3年8月31日現在）
別紙4のとおり。

- 4 その他参考となるべき事項
別紙5のとおり（基本図（5千分の1））。